

安全保障理事会国際女性デー声明「平和と男女平等は密接に結びついている」

（仮訳）

2000年3月8日

以下の声明は、国際女性デーを記念して安保理を代表し、議長アンワラル・カリム・チャウドリー（バングラデシュ）によって出されたものである。

新千年紀最初の国際女性デーが世界中で祝福されるとき、安保理理事国は平和が男女平等と密接に結びついているということを確認する。権力構造の中での女性の平等かつ十分な参加、武力紛争の予防、解決のための取り組みへの女性の十分な関与が平和と安全の維持、促進に欠かせない。この文脈において、加盟国はこの目標達成における不可欠な要素として、第4回世界女性会議の再検討を歓迎する。

安保理理事国はまた、武力紛争はコミュニティ全体に影響する一方、女性や女兒がとりわけ影響を受けていることを認識する。あらゆる年代の女性が紛争下の女性に対する暴力や女性の人権侵害の影響を経験している。世界の難民や国内避難民の大多数を占めているのもまた女性である。

安保理理事国は、女性が紛争解決、平和維持、平和構築に重要な役割を果たすようになってきたにもかかわらず、紛争に関する意思決定において依然として十分に代表されていないことに留意する。安全保障と平和維持において女性が平等な役割を果たすためには、政治的、経済的にエンパワーされ、平和維持、平和構築、和解、復興という事項だけでなく紛争前、紛争中におけるあらゆる段階の意思決定において十分に代表されなければならない。

武力紛争が起こりコミュニティが崩壊している時に、女性の役割は社会秩序を保つために、また家庭及び社会における平和の教育者として重要であり、それによって紛争で分裂したコミュニティや社会の中で平和の文化を促進する重要な役割を果たしていることにもまた安保理理事国は留意する。

安保理理事国は、紛争下で往々にして起こる女性に対する人権侵害をやめ、国際人道法を尊重し、非暴力による紛争解決、平和の文化を促進するようあらゆる当事者に呼びかける。

安保理理事国は、国際人道法の重大な違反の責任者を訴追を起訴する義務を想起する。一方で、国際刑事裁判所（ICC）のローマ規程があらゆる性暴力を戦争犯罪として含めることを歓迎し、性暴力加害者の不処罰をなくすために国際刑事裁判所が果たす役割に留意する。

安保理理事国は、難民や国際的に保護を必要とする避難民の女性、紛争下で国内避難民となった女性を保護し、支援し、訓練するための努力を強化するべきであることを強調する。

安保理理事国は、武力的またはその他の紛争に対処する一方で、あらゆる政策や計画にジェンダー視点の主流化の活動や明白な政策を促進する重要性を強調する。